

市条例で定める緑地面積率及び環境施設面積率の特例措置

(H29. 12. 21改正)

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例)

【概要】

丹波市は、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」(平成29年7月31日改正法施行 略称「地域未来投資促進法」)に基づき、「工場立地特例対象区域」を指定し「重点促進区域」を定めた「基本計画」を策定して国の同意を得ましたので、工場立地法の特例措置として、工場等の緑地面積率及び環境施設面積率を条例で定め、全国一律の基準より緩和しています。

緑地面積率及び環境施設面積率について

	工場立地法	工場立地特例対象区域の 緑地面積率及び環境施設面積率
環境施設面積率	25%以上	15%以上
うち、緑地面積率	20%以上	10%以上

※ 工場立地特例対象区域

「青垣工業団地」、「市島町上垣用地」、「市島町下友政用地」、「山南工業団地」、「新井工業団地」、「氷上工業団地」の6区域です。

※ 緑地及び環境施設について(工場立地法施行規則第3条、第4条)

〔緑地〕一次のいずれかに該当する土地又は施設

(建築物などの屋上や屋外に設けられるものに限る)

- 1 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの
- 2 低木又は芝その他の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る。)で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設

〔環境施設〕一次の施設のうち(緑地と重複する部分を除く)、周辺の生活環境の保持に寄与するよう管理されているもの

- 1 噴水、水流、池その他の修景施設
- 2 屋外運動場
- 3 広場
- 4 屋内運動施設
- 5 教養文化施設
- 6 雨水浸透施設
- 7 太陽光発電施設(生産施設でない)
- 8 その他

※ 工場立地法の特例措置を行う場合のガイドライン

工場立地法の特例措置を行う場合、今までの基準より緑地面積などが少なくなることから、自然との調和や、県の緑条例など他諸法令との整合性を図るため、この市条例で定める緑地面積率及び環境施設面積率よりも多い面積での緑化整備に努めるよう求めると共に、自然景観、周辺的生活環境等に配慮した、適切かつ諸法令に適合する緑化の整備を行うよう指導することとしています。

(参考)

「兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）」

区域区分	区域説明	緑化指針
第4号区域 (まちの区域)	市街地又は相当規模の集落として緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域	開発面積 500 m ² あたり 1 本以上の高木（地域に適した樹木）を植樹。 開発面積の 10%以上の緑地確保。

「丹波市開発指導要綱」

原則として、出入口の部分を除き、開発区域の境界に沿ってその内側に下記の幅員をもって、明確に区分して緩衝帯を配置、植樹などの緑化に努めること。

開発区域の規模	緩衝緑地の幅員
0.5 ha 未満	2 m 以上
0.5 ha 以上 1.0 ha 未満	3 m 以上
1.0 ha 以上	4 m 以上